

「お茶の淹れ方教室」を開催

三重県茶商工業協同組合(安田伸理事長)は、2月1日、津市のみえ夢学園高等学校において、生徒260名を対象に「お茶の淹れ方教室」を開催しました。

本事業は、組合がお茶の消費拡大と伊勢茶の認知度向上のために行う宣伝事業の一環であり3年ぶりの開催となりました。講演では、三重県茶業青年団の水野団長(中島製茶(株)より、日本のお茶の歴史、三重県で生産量が多い市町、お茶の種類、効能等やおいしいお茶の淹れ方の話があり、生徒たちが試飲するとともにお茶の淹れ方を実践しました。受講した生徒にとっては貴重な社会体験となり、お茶の歴史やお茶の淹れ方を学ぶことはビジネスにも役立つことから、熱心に聞き入っていました。



中央会インフォメーション

年度末手続き上の 20のポイント

多くの組合では3月に決算期を迎えますので、年度末の事務手続きについて掲載します。
(決算日を3月31日、理事会を5月16日、通常総会を5月30日と想定した場合)

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No	想定日	手続き項目	主なポイント
1	3/31	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	4/1	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	4/1	事業報告書及び決算関係書類の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体的見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
4	4/10	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
5	4/28	出資の総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
6	5/8	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	5/8	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	5/16	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	5/16	決算関係書類等を事務所に備置・閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備置置く。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪⑫]
10	5/19	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	5/30	通常総会開催 (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	5/30	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役員理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
13	5/31	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
14	～5/31	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
15	～6/14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
16	～6/14	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
17	～6/14	行政庁への役員変更届提出	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
18	6/上	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談ください。)[中協法 第51条②]
19		行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20		変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①②]